

## 「腰を据えたふん尿処理対策を進めよう」 － 簡易施設から恒久施設へ －

農林水産省生産局畜産部畜産環境対策室  
畜産専門官 春名 竜也

### 経緯

いわゆる野積みや素掘りなどの家畜排せつ物の不適切な管理は、水質汚染や、悪臭、人の健康への悪影響などを招くおそれがあり、畜産環境問題として顕在化してきた。このため、平成16年11月からは「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」に基づき、一定規模以上の畜産農家に対し、野積み・素掘りを規制する「管理基準」が適用されることとなった。

我が国畜産の安定的発展を図るためには、家畜排せつ物の適正な管理を確保しつつ、資源として有効利用を図っていくことが不可欠であり、これまで家畜排せつ物処理施設の整備を重点的に進めてきたところである。

### 家畜排せつ物法管理基準への対応状況

16年11月の家畜排せつ物法完全施行を踏まえ、同年12月1日現在の法対応状況の調査を行い、法対象農家（約6万3千戸）のうち、管理基準に対応している農家が約99.4%を占めており、未対応の農家が全体の0.6%（約4百戸）にとどまるという結果が得られた（図1）。

ただし、防水シート等を利用した簡易な対応によって管理基準に対応している場合もあることから、経営規模や地域の実情に応じて、今後ともたい肥舎等の整備を推進することが必要である。

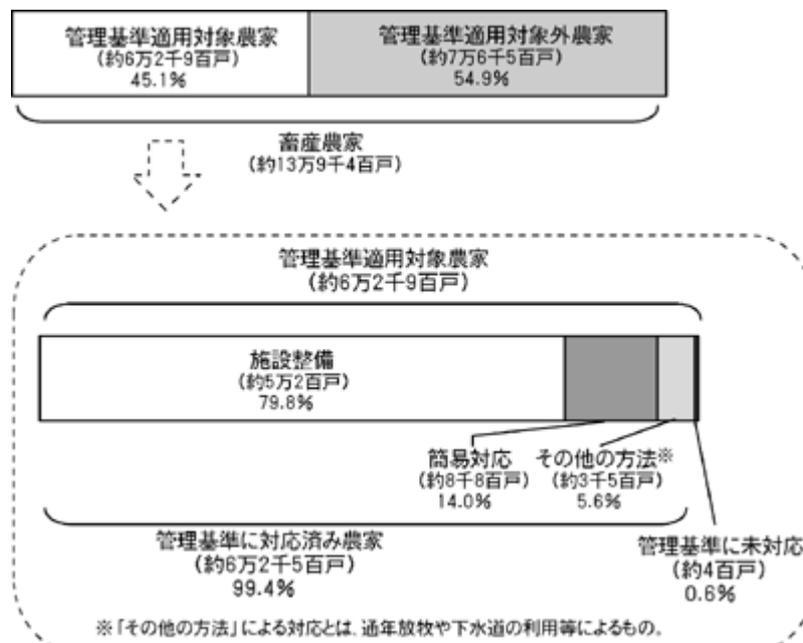


図1 法施行状況調査（16年12月1日時点）結果の概要

### 簡易対応

簡易対応に関する公の定義はないが、『家畜排せつ物法管理基準への適合のため、防水シートなどを利用することにより、安価で簡易な構造物を設置して家畜排せつ物の管理の適正化へ対応

すること』を、便宜上「簡易対応」と呼んでいる。  
 例えば、防水シートを利用した簡易対応では、

- ・ 資材の入手及び施工がともに容易で、自家施工が可能な場合がある。
- ・ 撤去や原状回復が容易である。

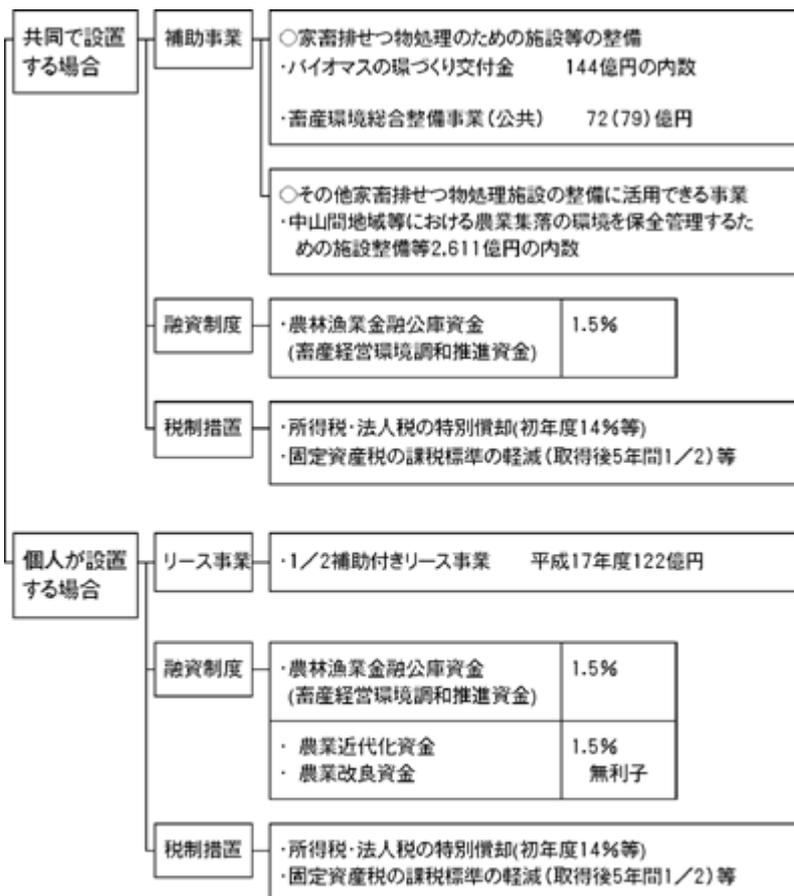
などのメリットがあり、小規模な農家や、一時的に規模拡大する農家などにとって適当な方法と考えられる。  
 しかしながら、

- ・ シートの耐用年数が短い場合がある
- ・ たい肥の切返しが容易でなく、良質なたい肥生産が難しい場合がある

などのデメリットも存在することから、緊急避難的に簡易対応をした農家については、早急に本格的な施設整備を推進していく必要がある。

### 施設整備が可能な事業

以上を踏まえて、畜産環境対策について、家畜排せつ物処理施設の整備が可能な主な事業を紹介する(図2。問合せは、都道府県庁の畜産主務課まで。なお、17年度の事業参加については、既に多くの県で締め切られているのでご注意ください。)



注1：金額は平成17年度当初予算額。( )内は平成16年度当初予算額。金利は17年5月25日時点のもの。

注2：特別償却率は17年4月1日以降の取得施設に適用される率。上記以外に、汚水処理施設に対する特別償却及び固定資産税の特例措置がある。

図2 家畜排せつ物処理施設の整備に向けた各種の支援策(17年度)

## ① 1/2補助付きリース事業

1/2補助付きリース事業(図3)は、(財)畜産環境整備機構が、たい肥化施設や浄化処理施設等をリース方式で畜産農家等に設置する事業であり、費用の1/2が国の補助金により支援される。本事業は、家畜排せつ物法完全施行に伴う個人施設整備に対する特例的な支援措置であったことから16年度までの実施とされていたが、簡易対応等を行った農家における施設整備を推進するため、19年度までの3年間に限って延長された(17年度予算額:122億円)。

なお、本事業は、従来は「野積み・素掘りの解消」を目的として実施されてきたが、家畜排せつ物法完全施行に伴い、現に施設を所有していない者であって、簡易な措置で対応している農家を優先して整備する方向で検討されている(ただし、法施行前(平成11年以前)から既存施設の能力不足のため野積み・素掘りがあったことが確認できる者は認める方向。また、新規就農者、既存たい肥舎で概ね処理が行える農家、過去に国の事業で施設整備をした者、法施行後に施設整備した者は原則対象外の方向で検討。)

### 畜産環境保全施設整備事業

#### (1/2補助付きリース事業)

#### 1 趣旨

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)が平成11年に制定され、16年11月に完全施行されたことに伴い、野積みや素掘り等の不適切な管理の大幅な改善が図られたところである。

しかしながら、完全施行に対応するために行われた防水シート等を用いた簡易な措置の中には、緊急避難的なものも相当含まれており、これらについて一層の環境負荷の低減や資源循環の促進を図る観点から、本格的な施設整備へと移行することが焦眉の課題となっている。

このため、簡易対応農家等について家畜排せつ物処理施設を整備し、もって環境と調和した畜産業の確立を推進する。

#### 2 事業の内容

簡易な措置により家畜排せつ物法管理基準に対応した農家等について家畜排せつ物処理施設を整備するため(財)畜産環境整備機構がたい肥化施設や浄化処理施設等をリースするのに必要な機械施設の購入費の1/2を助成する。

○ 対象となる機械・施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 強制発酵装置
- (2) 発酵施設等
- (3) 乾燥機械装置
- (4) 浄化処理装置
- (5) 家畜排せつ物若しくは家畜由来の汚水が場外に漏れるか、又は地下に浸透するのを防止するため、汚水を貯留する槽
- (6) その他理事長が特に必要と認めた機械装置

#### 3 事業実施主体 (財)畜産環境整備機構

#### 4 予算額 122億円

【担当課:生産局畜産部畜産企画課】

図3 1/2補助付きリース事業

## ② バイオマスの環づくり交付金

家畜排せつ物、食品廃棄物、下水汚泥などのバイオマス(有機性資源)の利活用施設の整備をはじめとして、地域の創意工夫を凝らした主体的な取組を支援し、バイオマスの発生から利用までの総合的利活用システムを実現するための事業((図4)17年度予算:144億円の内数)。

家畜排せつ物関連の施設整備については、3戸以上の農家による共同利用のたい肥舎、メタン

発酵施設、鶏ふんボイラーなどが対象となっている。また、都道府県や市町村等が主体となって、たい肥の利用の推進を行うことも支援している。

バイオマスの収集・変換・利用システムの構築	
地域で発生・排出されるバイオマス資源を、その地域でエネルギー、工業原料、材料、製品へ変換し、可能な限り循環利用する総合的利活用システムを構築するため、関係者への理解の醸成、バイオマス利活用計画の策定、バイオマスの種類に応じた利活用対策、バイオマスの変換・利用施設等の一体的な整備等、バイオマスタウンの実現に向けた地域の創意工夫を凝らした主体的な取組みを支援。	
バイオマスの環づくり交付金 14,381(0)百万円の内数	
事業実施主体	
(1) ハード支援	都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、PFI事業者、共同事業者、第3セクター、消費生活協同組合、営農集団、民間事業者等
(2) ソフト支援	都道府県、市町村、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、NPO法人、食品事業者、食品廃棄物のリサイクルを実施する事業者、バイオマスタウン構想書を策定した市町村が必要と認める法人
補助率	定額(1/2相当、1/3相当)

○ 交付金の対象となる取組の例(家畜排せつ物関係)

1 家畜排せつ物利活用施設の整備

平成16年11月から家畜排せつ物法が完全施行されたことを踏まえ、緊急避難的に簡易な措置により家畜排せつ物法管理基準に対応した農家等について、環境負荷の低減や資源循環の促進を図るため、引き続き家畜排せつ物処理施設の整備を推進する必要がある。

このため、地域毎の条件に対応して、家畜排せつ物等有機性資源の利活用に必要な共同利用のたい肥化施設等の整備を推進する。

2 家畜排せつ物の利活用の推進

循環型社会の構築を図るため、都道府県、市町村、農業団体等が主体となり、畜産環境保全、家畜排せつ物の有効利用を行うための以下の取組みを推進する。

- ・畜産環境の保全及び家畜排せつ物等有機性資源循環利用等の検討会
- ・家畜排せつ物等地域有機性資源の賦存量・需要量調査、サンプル成分分析
- ・実証展示圃の設置、たい肥投入効果の展示、成分分析等の実施、品質表示に関するパンフレット等の作成によるたい肥の品質表示の促進
- ・良質たい肥生産共助会の開催

[担当：生産局畜産部畜産企画課]

図4 バイオマスの発生から利用までの総合的利活用システムを実現するための事業

③ 畜産環境総合整備事業(公共事業)

畜産を核とする資源リサイクルシステムの構築を通じて地域社会の活性化を図るため、たい肥還元用草地等と一体的に家畜排せつ物処理施設の整備を実施する事業(17年度予算額:72億円)。

地方公共団体や農協などが中心となって事業参加し、一定の規模(受益する畜産農家の数、家畜の数、面積などの要件が定められている)をもった地区が対象。

たい肥利用の取組

畜産環境対策については、施設整備も重要であるが、生産されたたい肥の利用も重要である。家畜排せつ物については、たい肥化して農地や草地において利用することが基本である。

家畜排せつ物をたい肥化処理することの利点は、十分に発酵させることにより、取扱い易さが向上することに加え、ふん尿特有の不快感臭気がなくなること、ふん尿に含まれる有害な微生物や雑草種子が死滅することなどが挙げられる。

このようなたい肥化のメリットを活かして、たい肥利用を進めていくためには、

- ・ 畜産農家が良質のたい肥を生産すること、
- ・ 耕種農家がたい肥を用いて高付加価値な農産物を生産すること、
- ・ 行政や農協等の関係団体が一丸となって資源循環の取組みを支援すること

が重要と考えられる。  
農林水産省としても、

- ・ 作物生産農家が使いやすいたい肥の生産マニュアル作成
- ・ 土づくりを取り入れた持続的な畑作農業の確立
- ・ 土壌診断による適切な施肥の推進
- ・ たい肥の成分分析、品質表示の推進
- ・ 全国レベルでの家畜排せつ物の需給把握や、その状況に応じた利活用方策の検討
- ・ コントラクター、堆肥センターのたい肥散布活動等の機能強化

などの取組を総合的に推進し、たい肥の利活用を一層促進していく考えである。

## 農業環境規範

平成16年8月に、食料・農業・農村基本計画の策定に向けた中間論点整理において、「農業者が最低限取り組むべき規範を16年度中に有識者の意見を踏まえて策定し、17年度以降、規範の実践を各種支援策のうち可能なものから要件化する」、との方針が示された。これを踏まえ、17年3月に、畜産・農業両分野の「環境と調和のとれた農業生産活動規範」として策定され(図5)、今後考え方・必要性等の十分な周知を図った上で、17年度以降の事業等のうち可能なものから(一気にではなく)順次要件化していくこととなっている。なお、前述の「バイオマスの環づくり交付金」では17年度から既に要件化されており、家畜排せつ物処理施設を整備する場合には、「事業実施後速やかに受益農家が農業環境規範を実践することが確実と見込まれること」が要件となっている。

環境規範は、既存法令への適切な対応や悪臭低減のための畜舎清掃の励行など、既に多くの畜産農家実践している環境配慮上の一般的な取組を整理したものとなっており、それらの通常の畜産経営において行われている取組を基本として、水質汚濁、悪臭、廃棄物、地球温暖化問題など環境問題への対応や、循環型社会構築への貢献にとって欠かせない初歩的な取組が含まれている。

このように、規範の実践に当たって、農家が追加的な大きな出費を求められるものではないので、国の事業参加の予定がなくても、地域環境と融和した畜産を推進するためにも、ぜひ積極的に規範の実践をよろしく願いたい。

環境と調和のとれた農業生産活動規範 点検シート (家畜の飼養・生産)

【点検の方法】

- ① 毎年、各項目について、過去一年間の実行状況を点検します。
- ② 点検は、農業経営全体の状況について行います。(例えば、畜種ごとに点検する必要はありません。)
- ③ 点検は、次ページの「取組(例)」を参考に農業者自らが行い、実行できていると判断する場合には、チェック欄にレ印か○印を付します。
- ④ 該当がない項目や実行できない項目がある場合は、チェック欄には印を付けず、その項目ごとに下欄にその理由、改善の予定などを記入します。
- ⑤ 作成した点検シートは、次回の点検まで保存します。

		チェック欄
1	<b>家畜排せつ物の遵守</b> 家畜排せつ物の管理の適正化による大気、水等の環境保全や、家畜排せつ物の利用の促進による循環型社会形成への貢献を通じ、健全な畜産業の発展に資することを目的として、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)を遵守する。	<input type="checkbox"/>
2	<b>悪臭・害虫の発生を防止・低減する取組の励行</b> 家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期輸出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。	<input type="checkbox"/>
3	<b>家畜排せつ物の利活用の推進</b> 循環型社会の形成や農業の自然循環機能の促進に資するため、家畜排せつ物のたい肥化、液肥化又はスラリー処理等を行い、作物生産等への利用の推進に努める。ただし、作物生産等への利用が困難な場合又はより適切な処理・利用方法がある場合には、炭化、焼却、汚水浄化、委託処分等の適切な方法による処理等に努める。また、地域的條件等に応じ可能な場合についてはメタン発酵等によるエネルギー利用に努める。	<input type="checkbox"/>
4	<b>環境関連法令への適切な対応</b> 循環型社会の形成や大気、水等の環境の保全に資するため、使用済みプラスチック等の廃棄物、臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令に応じた処分等に努めるなど適切に対応する。	<input type="checkbox"/>
5	<b>エネルギーの節減</b> 温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、畜舎内の照明、温度管理など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。	<input type="checkbox"/>
6	<b>新たな知見・情報の収集</b> 環境との調和を図るため、家畜の飼養・生産に伴う環境影響などに関する新たな知見と適切な対処に必要な情報の収集に努める。	<input type="checkbox"/>
【該当がない項目、実行できない項目がある場合等の理由、改善の予定など(記入欄)】		

点検日 年 月 日

点検者

印

図5 環境規範の点検シート様式(家畜の飼養・生産)

## 結びに

家畜排せつ物は、畜産という職業に付随する、いわば「厄介者」というイメージがあるが、これと上手に、粘り強くお付き合いしなければ、畜産の将来は見えてこない。

野菜や果樹の栽培が盛んな地域では、たい肥を有価物ととらえて積極的に販売している事例も多いようである。一方で、畜産が濃密な地域では、たい肥舎を整備しても、畜産農家が手間をかけて安価で良質なたい肥を生産したり、農協などが間に立って耕種農家のたい肥需要拡大を進めたりと努力をしなければ、なかなか良い結果が得られないところもある。また、消費者に、たい肥を使って育てた環境にやさしい農作物の良さを知っていただくことも重要である。

将来にわたって、わが国の畜産農家が、消費者に安全で安心な畜産物を安定的に供給していくためには、畜産環境対策をはじめ立ち向かわなければならない課題はまだある。農林水産省も地方公共団体や関係者と一丸となって支援していきたいと考えているので、読者の皆様もご理解をよろしくお願いします。